

## 24. 保険料の払込方法について

- ⇒ 〈利率変動型積立保険普通保険約款〉  
 〈5年ごと利差配当付逓減定期保険普通保険約款〉  
 〈5年ごと利差配当付新長期生活保障普通保険約款〉  
 〈5年ごと利差配当付介護終身年金保険普通保険約款〉  
 〈5年ごと利差配当付医療保険(返戻金なし型)(2010)普通保険約款〉  
 〈無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款〉  
 〈5年ごと利差配当付長期生活保障普通保険約款〉  
 〈5年ごと利差配当付普通終身保険(低解約返戻金型)普通保険約款〉  
 〈5年ごと利差配当付介護一時金保険普通保険約款〉  
 〈5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)普通保険約款〉

### 1. 保険料の払込方法について

#### (1) 積立保険について

① 定期的に払込む保険料について (注) 集金扱によるお払込みは、お取扱いしておりません。

〈口座振替扱によるお払込みについて〉

⇒ 〈保険料口座振替特約〉

当社が提携している金融機関等で保険契約者が指定された口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行いたしません。

〈団体・集団扱によるお払込みについて〉

⇒ 〈団体特約〉 〈集団特約〉

当社と協定している団体または集団に保険契約者が所属されている場合、団体または集団を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。

この場合の保険料領収証は、個々の保険契約者には発行いたしません。

② 不定期に払込む保険料について

定期的にお払込みいただく保険料の他に、会社の取扱いの範囲内で任意の金額を払込むことができます。これを「不定期払保険料」といいます。

なお、払込まれた不定期払保険料については、払込まれた日を含む月の翌月1日を基準として積立金の計算をします。

#### (2) 指定契約について

⇒ 〈保険契約指定特約〉

○積立保険の積立金からそれぞれの指定契約に保険料が払込まれます。保険契約者から積立保険の保険料が払込まれない場合でも、積立金からそれぞれの指定契約に保険料が払込まれます。ただし、積立保険の積立金が、払込まれるべき指定契約の保険料の合計額に満たない場合は払込みを行いません。

○指定契約の保険料は、指定契約の約款の規定にかかわらず、積立保険（被指定契約）の積立金から払込むこととします。

○次の場合には、保険契約指定特約によるお取扱いを行わず、被指定契約の指定は効力を失います。

- 指定契約の保険契約者が被指定契約の保険契約者と異なる方となったとき
- 被指定契約が消滅したとき
- 保険契約者から保険契約指定特約によるお取扱いを行わない旨のお申出があったとき
- その他、当社所定の条件を満たさないとき

○なお、この特約によるお取扱いを行わない場合は、保険契約者は、指定契約の約款にもとづき、保険料払込方法（経路）を選択していただきます。

- 保険料払込方法（経路）の選択を行うまでの間の指定契約の保険料については、本社または会社の指定し

た場所に払込んでいただきます。

- 保険料払込方法（経路）の変更により、保険料が変更されることがあります。

### **ご注意ください**

保険料を当社担当者にお払込みの際は、必ず引換えに**会社名、会社印が印刷された当社所定の領収証**をお受取りください。

## **2. 保険料の払込方法の変更について**

保険料の払込方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに当社の担当者またはお客様サービスセンターまでお申出ください。払込方法の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお払込みいただくことがあります。

# 25. 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について

- ⇒ 〈利率変動型積立保険普通保険約款〉
  - 〈5年ごと利差配当付逓減定期保険普通保険約款〉
  - 〈5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款〉
  - 〈5年ごと利差配当付介護終身年金保険普通保険約款〉
  - 〈5年ごと利差配当付医療保険(返戻金なし型)(2010)普通保険約款〉
  - 〈無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付普通終身保険(低解約返戻金型)普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付介護一時金保険普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)普通保険約款〉

## 1. 保険料払込みの猶予期間と失効について

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、払込期月の翌月の初日から末日までを保険料払込みの猶予期間とします。なお、指定契約については、積立保険の積立金からの払込みがないまま猶予期間が経過しますと、失効となり、ご契約の効力がなくなります。

## 2. 指定契約の復活について

指定契約はご契約の効力がなくなった場合でも、ご契約の復活ができます。

失効した日からその日を含めて**3年以内**なら当社の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みにさきがけて、あらためて告知または当社指定の医師もしくは生命保険面接士による診査をしていただきます。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。会社が復活のお申込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といたします。

### ! ご留意ください

- 復活に際して告知いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金、給付金等をお支払いできない場合があります。(⇒11項：p.24)  
また、復活後**3年以内**に被保険者が自殺されたとき等免責事由に該当する場合には、保険金、給付金等をお支払いできません。(⇒20項：p.84)
- 介護一時金保険における介護見舞金、新がん保険（返戻金なし型）および生活習慣病保険（返戻金なし型）におけるがん給付は、復活の日から所定の期間内にお支払事由が発生した場合は、お支払いできません。(⇒12項：p.26)
- 特別条件付のご契約が失効した場合、失効後2年を経過すると復活のお取扱いができなくなります。  
また、特別条件付の各種特約を付加したご契約が失効した場合、失効後2年を経過すると各種特約の復活のお取扱いはできなくなります。(⇒13項：p.28)

# 26. 保険料負担の軽減について

⇒〈利率変動型積立保険普通保険約款〉

## 1. 保険料負担の軽減について

積立保険は、将来の保険料のお払込みの停止や定期的に払込む保険料の変更をすることができます。

### (1) 保険料の払込停止について

○保険契約者からのお申出により、会社の取扱いの範囲内で、将来の保険料のお払込みを停止することができます。また、保険料のお払込みを停止した後に、将来の保険料のお払込みを再開することができます。

- 保険料の払込停止をされている場合は、指定契約の保険料は積立金から払込まれます。
- 保険料の払込停止をされている場合でも、不定期払保険料を払込むことができます。

### (2) 保険料の変更について

会社の取扱いの範囲内で、定期的に払込む保険料を変更することができます。

また積立保険の積立金を活用することで、毎回の指定契約の保険料の全部または一部として充当し、定期的にお払込みいただく保険料の負担を軽減することができます（以下「積立金活用制度」といいます）。

積立金活用制度を利用する場合、積立金は積立金活用制度を利用しない場合に比べて少なくなります。

「積立金活用制度」⇒p.32

### ! ご留意ください

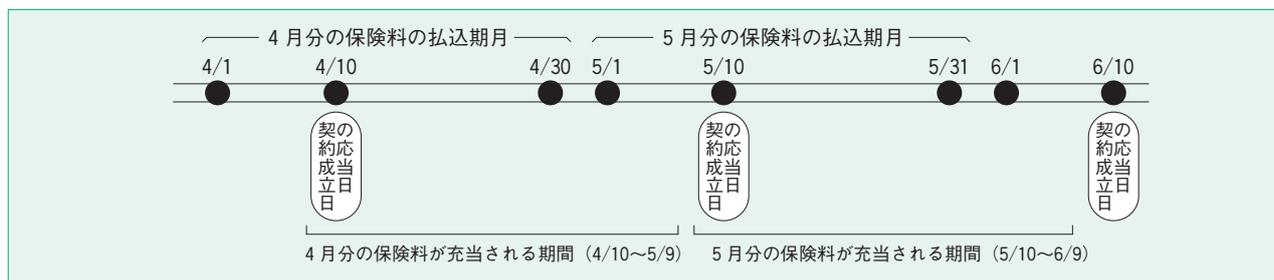
指定契約を解約、減額されても、定期的に払込む保険料は変更されません。別途、払込保険料変更のお手続きが必要となります。

# 27. 保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について

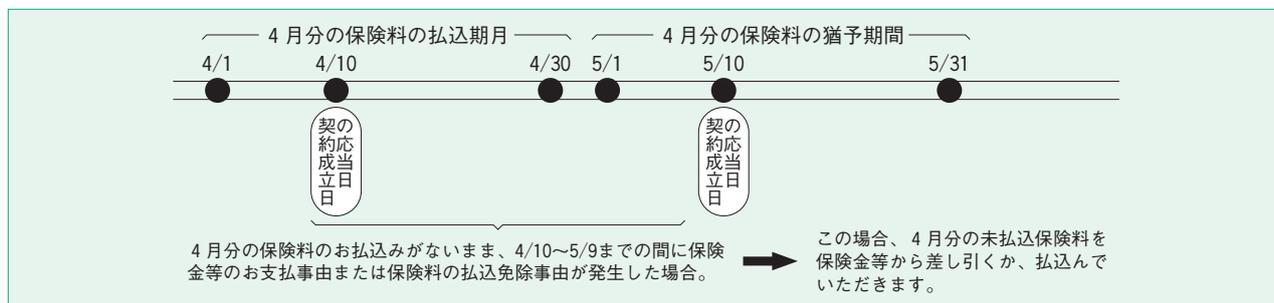
- ⇒ 〈5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付普通終身保険(低解約返戻金型)普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付介護一時金保険普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付通減定期保険普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付介護終身年金保険普通保険約款〉
- 〈5年ごと利差配当付医療保険(返戻金なし型)(2010)普通保険約款〉
- 〈無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)普通保険約款〉

○保険料は、毎払込期月の契約成立日の応当日から次の払込期月の契約成立日の応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約成立日の応当日に払込まれるものとして計算されています。

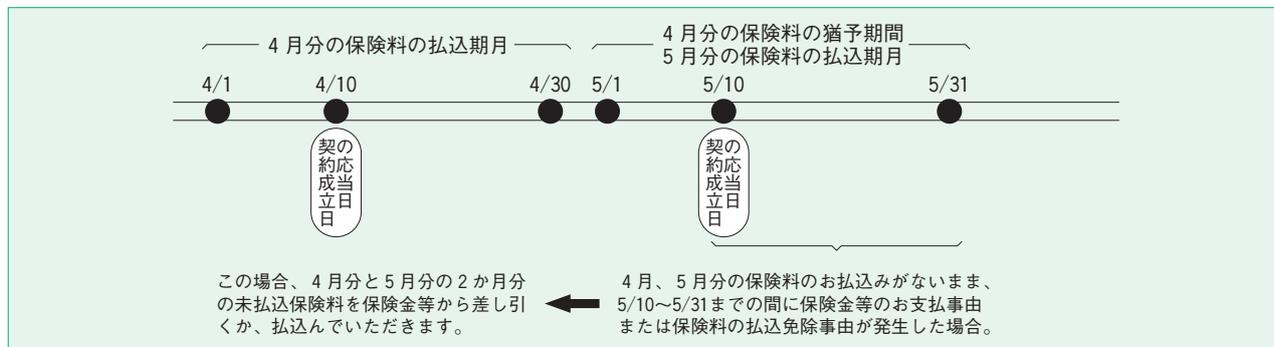
〔例〕月払契約の場合



- 保険料のお払込みがないまま、払込期月の契約成立日の応当日以後に保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときには、保険金等のお支払いの場合は保険金等からその未払込保険料を差し引き、保険料の払込免除の場合はその未払込保険料を払込んでいただきます。



- 猶予期間中の契約成立日の応当日以後に保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金等から差し引くか、払込んでいただきます。



お知らせを願います

「契約に際して」

特長としくみ

保障内容について

保険料のお払込み

「契約後について」

26 27 保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について  
 保険料負担の軽減について